



の規定による  
道路

百三十三番二 幅員  
十二の一部 四・〇〇

●東京都告示第千二百二十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

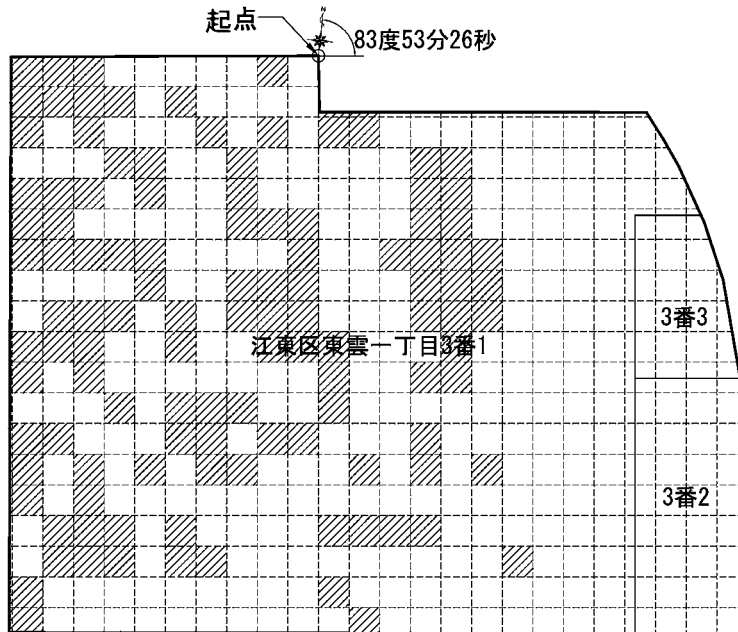
令和四年八月一日

東京都知事 小 池 百合子


一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区東雲一  
丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準  
に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその  
化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ  
素及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル  
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 鉛及びその化合物  
四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区  
域は、規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

別 図



【凡例】

- 単区画
- 筆境界
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域  
(規則第58条第5項第12号に該当する区域)

【起点】

起点は、江東区東雲一丁目  
3番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (83度53分26秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百三十号

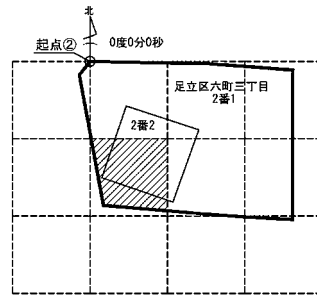
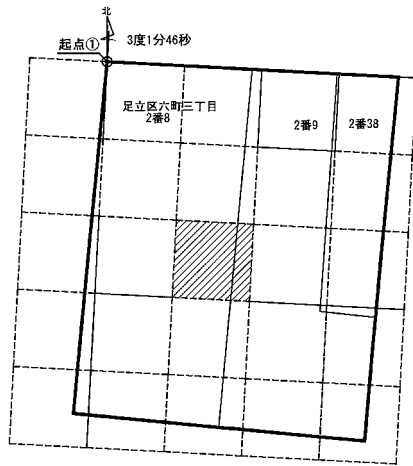
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和三年東京都告示第二百七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年八月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図二のとおり（足立区六町三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図1



【起点】

- ① 起点①は、足立区六町三丁目2番8の最北端とする。
- ② 起点②は、足立区六町三丁目2番1の最北端とする。

【凡例】

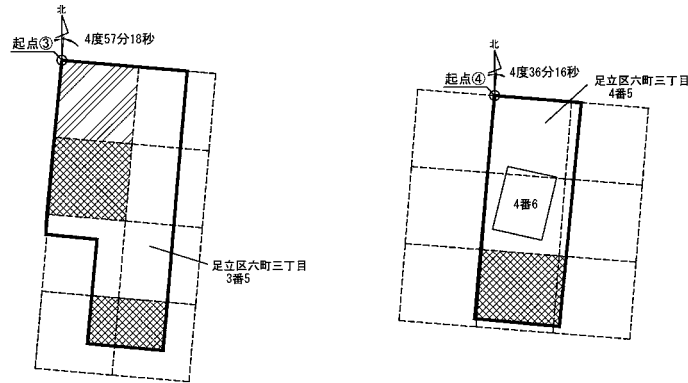
- 敷地境界
- - - 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(令和2年東京都告示第1499号により指定した区域)

【格子の回転角度】

- ① 3度1分46秒
- ② 0度0分0秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図2



【起点】

- ③ 起点③は、足立区六町三丁目3番5の最北端とする。
- ④ 起点④は、足立区六町三丁目4番5の最北端とする。

【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域
- ▩ 形質変更時要届出区域  
(令和3年東京都告示第207号により指定した区域)

【格子の回転角度】

- ③ 4度57分18秒
- ④ 4度36分16秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百三十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和三年東京都告示第千二百九十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年八月一日

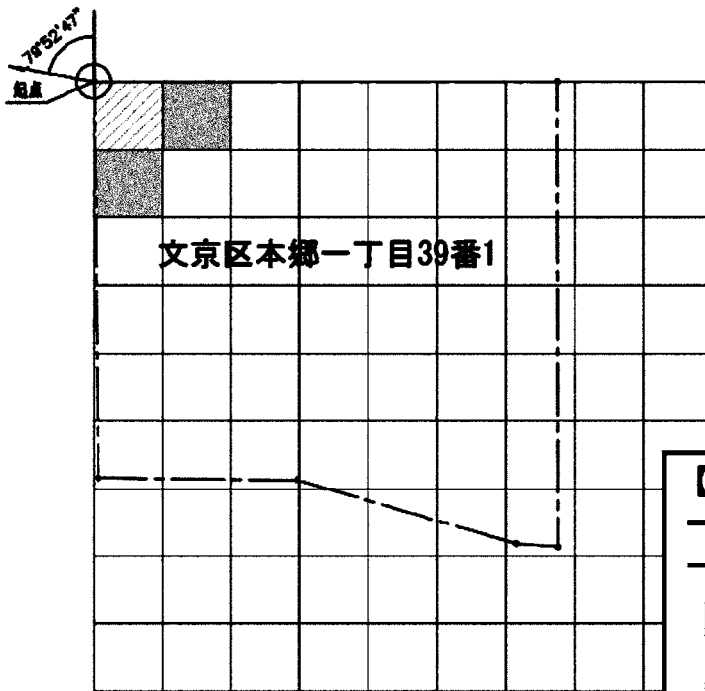
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区本郷一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【凡例】**

- 敷地
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域  
(令和3年東京都告示第1200号により指定した区域)
- 指定を解除する区域

**〈起点〉**  
 起点は、文京区本郷一丁目39番1の最北端とする。  
**〈格子の回転角度：79度52分47秒〉**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百三十二号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、令和四年八月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和四年八月一日

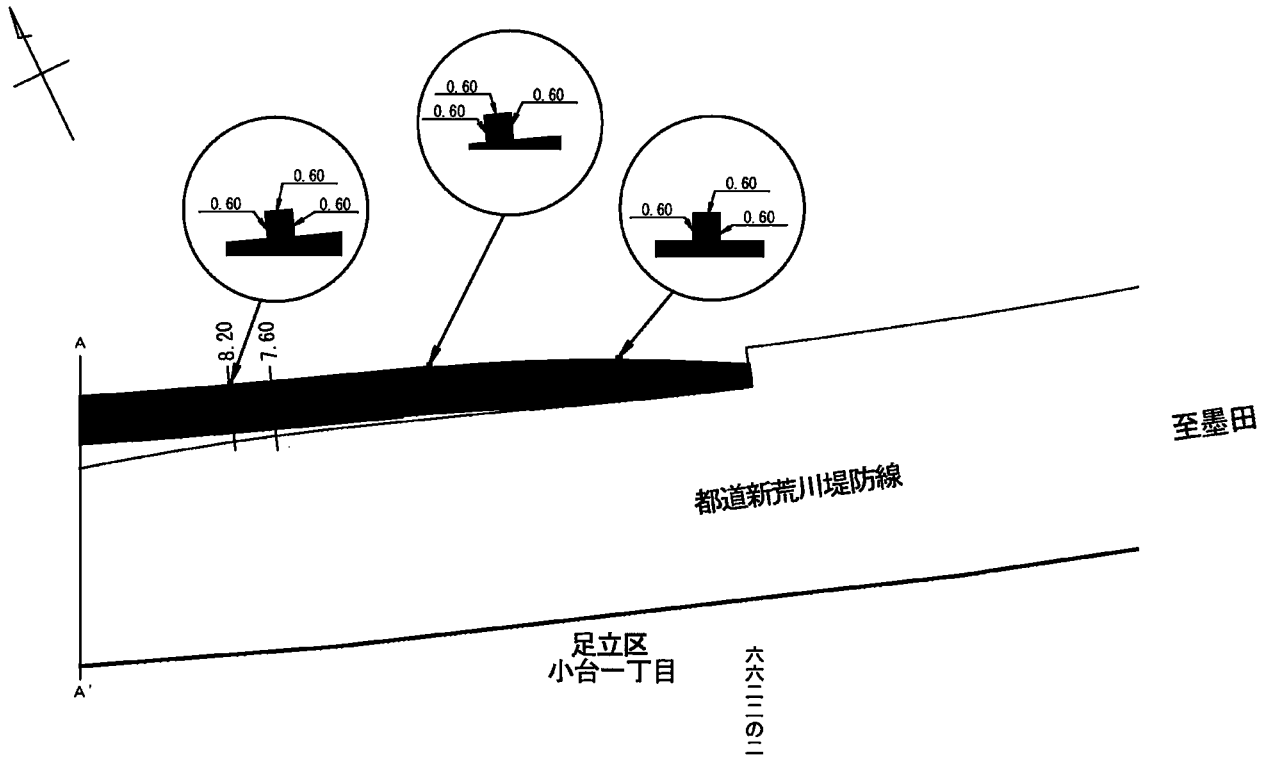
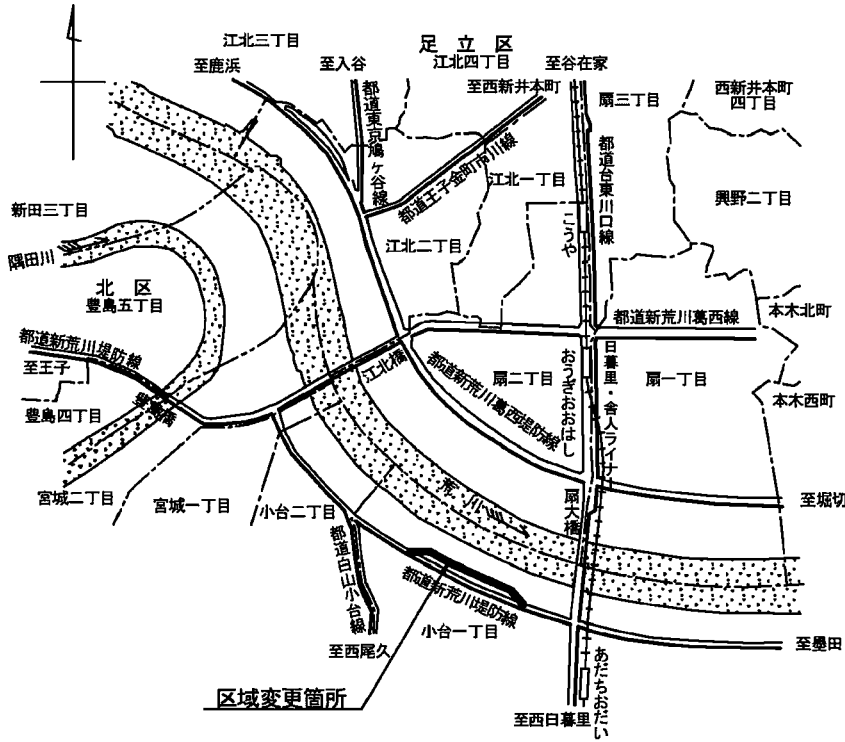
- 一 路線名 新荒川堤防 小 池 百合子
- 二 変更の区間 足立区小台一丁目六千九百十六番一地先から同所六千六百二十二番二地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

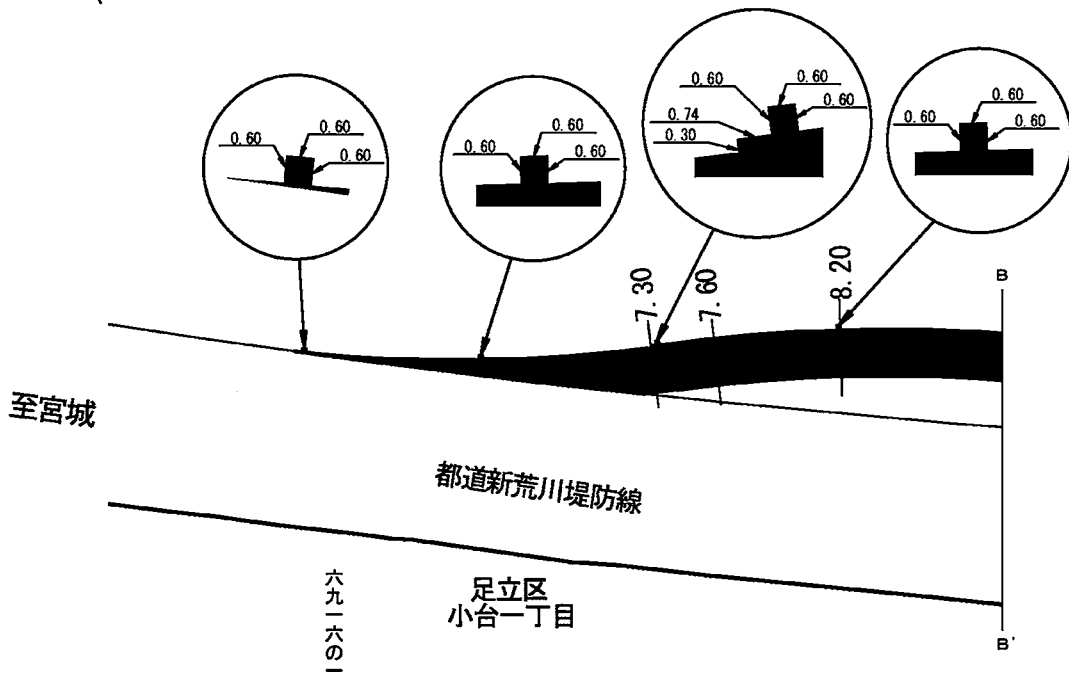
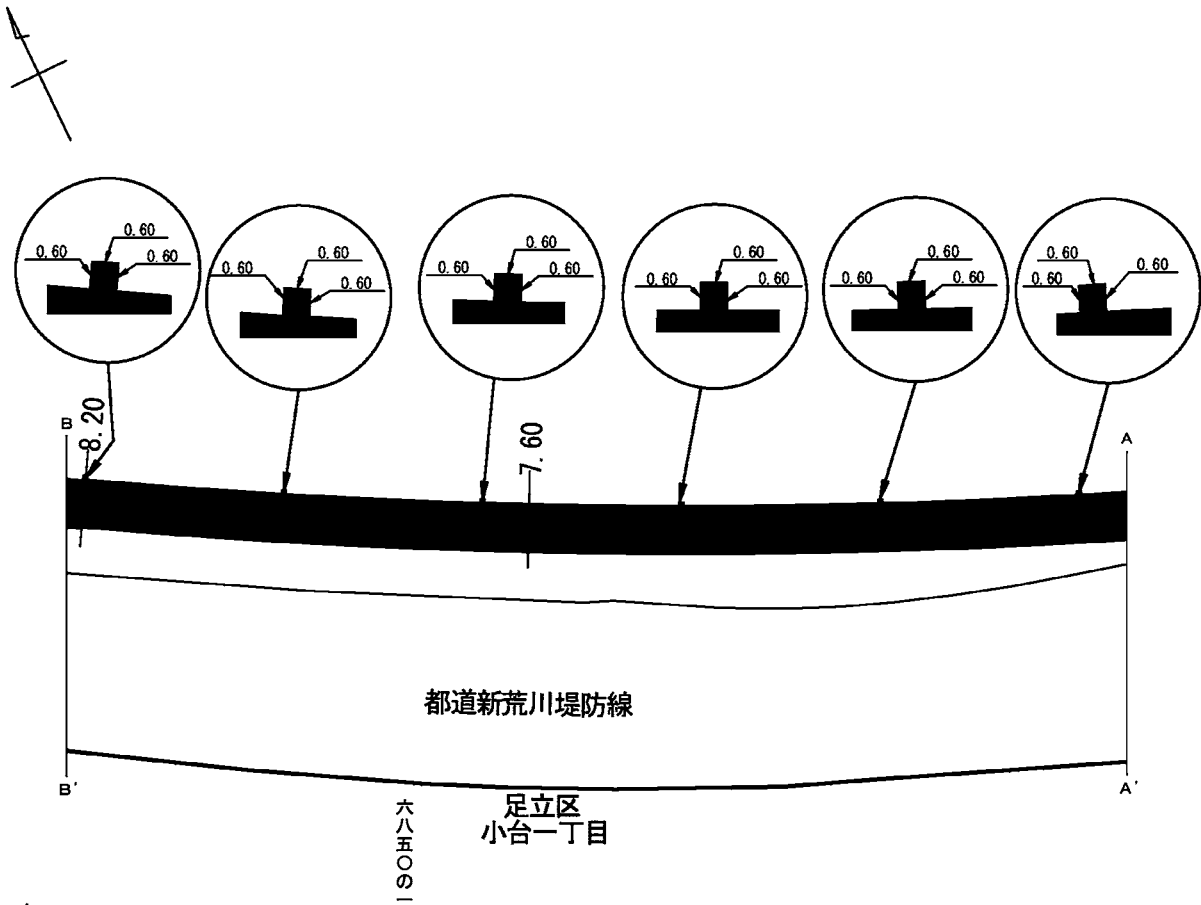
別図

都道新荒川堤防線区域変更略図  
足立区小台一丁目地内

編入区域  
都道

延長 三九二・〇〇メートル  
面積 二、六六一・二〇平方メートル



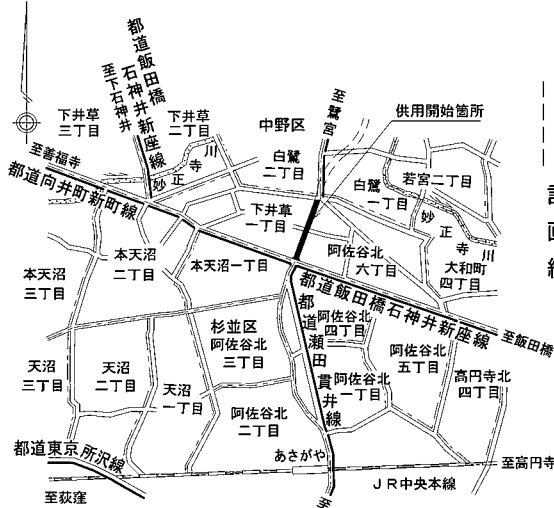


別図

都道飯田橋石神井新座線 供用開始略図  
都道瀬田貫井線

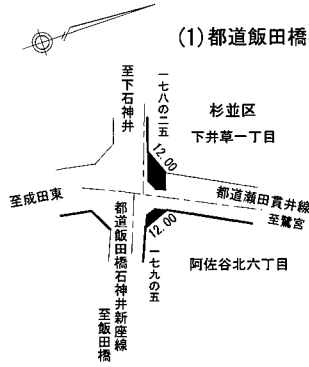
杉並区本天沼一丁目～阿佐谷北六丁目

●東京都告示第千三百三十三号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。  
その関係図面は、令和四年八月一日から起算して二週間  
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
令和四年八月一日

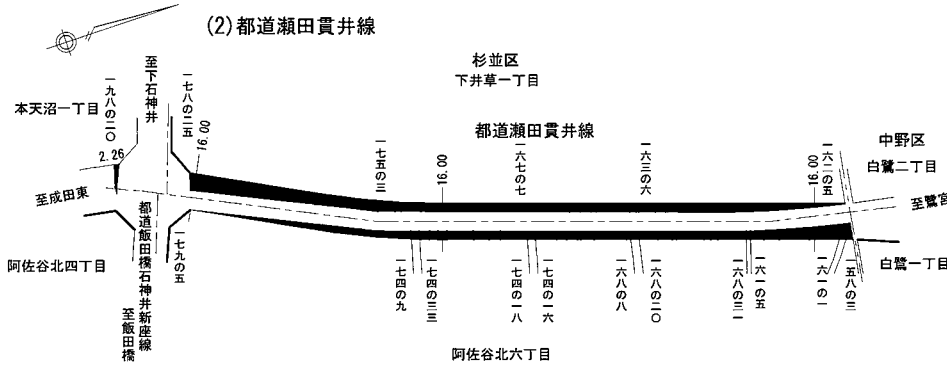


- 供用開始区域
- (1) 都道飯田橋石神井新座線  
延長 三三・〇七メートル  
面積 一九・五五平方メートル
- (2) 都道瀬田貫井線  
延長 三二四・三七メートル  
面積 二、二三二・〇六平方メートル
- 計画線
- 都道
- 特別区道

(1) 都道飯田橋石神井新座線



(2) 都道瀬田貫井線



一(一)	路線名	東京都知事 小池 百合子
二(一)	供用開始の区間	飯田橋石神井新座
三(一)	供用開始の概要	杉並区阿佐谷北六丁目百七十九番五地先から同区下井草一丁目百七十八番二十五地先まで
四(一)	供用開始の期日	別図表示のとおり 令和四年八月一日

二(一)	路線名	瀬田貫井
三(一)	供用開始の区間	杉並区本天沼一丁目百九十八番二十地先から同区阿佐谷北六丁目百五十八番三地先まで
四(一)	供用開始の概要	別図表示のとおり
五(一)	供用開始の期日	令和四年八月一日



●東京都告示第千三百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年八月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年八月一日

東京都知事 小池 百合子

一(一) 路線名

飯田橋石神井新座

(二) 占用を制限する区間

杉並区阿佐谷北六丁目百七十九番五地先から同区下井草一丁目百七十八番二十五地先まで

(三) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

(四) 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

(五) 占用の制限の開始の期日

令和四年八月二日

二(一) 路線名

瀬田貫井

(二) 占用を制限する区間

杉並区本天沼一丁目百九十八番二十地先から同区阿佐谷北六丁目百五十八番三地先まで

(三) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

(四) 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

(五) 占用の制限の開始の期日

令和四年八月二日

●東京都告示第千三百三十五号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年八月一日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京都公園協会
- (二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 委託期間 令和四年八月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託施設 高井戸公園の野球場

●東京都告示第千三百三十六号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収の事務については、次のとおり委託したので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第二項の規定に基づき告示する。

令和四年八月一日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京臨海副都心グループ
- (二) 所在地 江東区青海二丁目五番十号 株式会社東京臨海ホールディングス内

二 委託期間 令和四年八月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立有明親水海浜公園

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年八月一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

稲城市大字坂浜字十四号九百  
十二番二、同番二地先、九百  
十三番一から同番四まで、同  
番四地先、同番五並びに字十  
七号千二百二番一、同番二及  
び千二百三番の各一部

西東京市芝久保町五丁目二千  
二百二十二番七及び同番十五  
(第二工区)

株式会社中央住宅  
代表取締役 品川 典久

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店  
舗の変更について届出があったので、同条第三項において  
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、  
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう  
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体  
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に  
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を  
添えて、令和四年八月一日から四月以内に東京都産業労働  
局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)  
に到着するよう提出してください。

令和四年八月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 西友調布店

二 店舗所在地 調布市小島町一丁目十番地一

三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友

七 変更日 令和四年一月六日

八 届出日 令和四年七月十一日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 令和四年八月一日から同年十二月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 西友仙川店

二 店舗所在地 調布市仙川町一丁目十一番地十八

三 設置者名 株式会社西友

四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号

五 変更前の設置者名 合同会社西友

六 変更後の設置者名 株式会社西友

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友

九 変更日 令和四年一月六日

十 届出日 令和四年七月十一日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 令和四年八月一日から同年十二月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 西友阿佐ヶ谷店

二 店舗所在地 杉並区阿佐谷北一丁目五番六号

三 設置者名 横川 保

四 設置者住所 杉並区浜田山三丁目三番十五百十三号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友

七 変更日 令和四年一月六日

八 届出日 令和四年七月十一日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 令和四年八月一日から同年十二月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

時までを除く。

一 店舗名 西友中原店

二 店舗所在地 府中市住吉町四丁目十一番地の十

三 設置者名 株式会社西友

四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号

五 変更前の設置者名 合同会社西友

六 変更後の設置者名 株式会社西友

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友

九 変更日 令和四年一月六日

十 届出日 令和四年七月十一日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 令和四年八月一日から同年十二月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年八月一日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 (仮称)いなげや練馬西大泉店舗計画

二 店舗所在地 練馬区西大泉二丁目十九番二号

三 設置者名 CREST株式会社

四 意見

ア 聴取者 練馬区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和四年七月二十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和四年八月一日から同年九月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

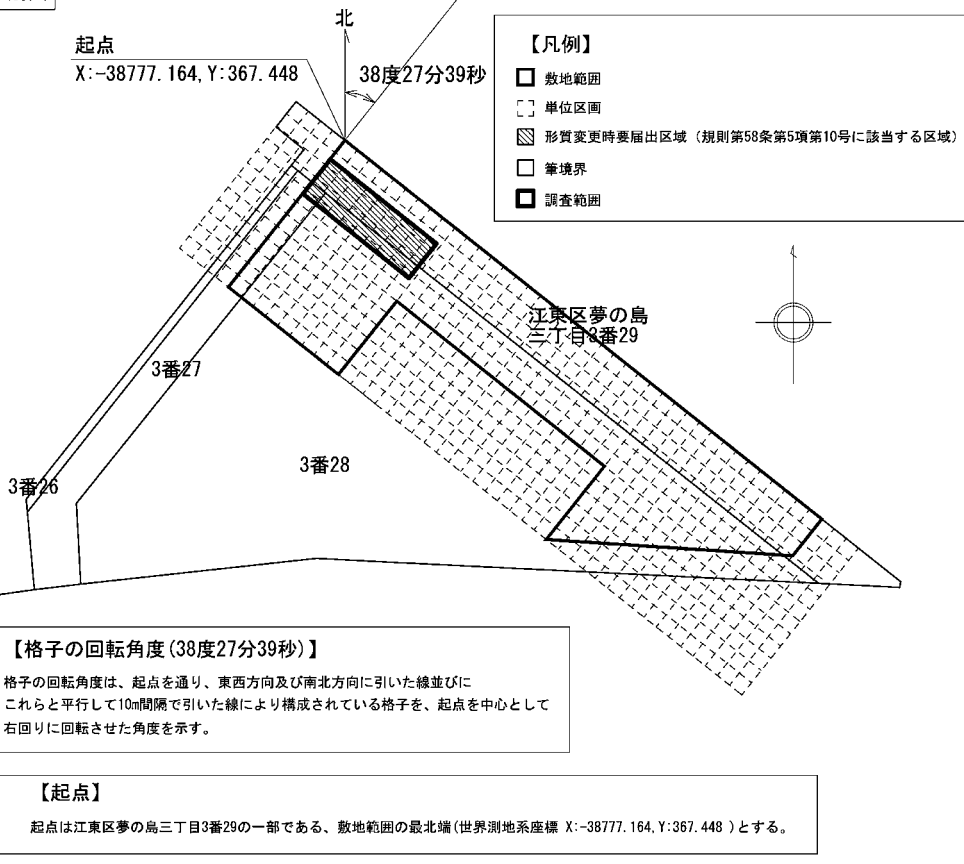
七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

●令和四年五月三十一日付正誤

令和四年五月十三日付東京都告示第七百二十号の正誤の別図を次のように訂正する。

別図



発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

